

【養子縁組許可についてのQ & Aページ】

	Q	A
1	未成年者を養子として迎えたいと思います。どうすればよいのでしょうか。	原則として、養子縁組をするについての許可の申立てをして家庭裁判所の許可を得なければなりません。 なお、自己又は配偶者（死亡した配偶者を除く）の直系卑属（子、孫等）を養子とする場合は、家庭裁判所の許可は必要ありません。
2	養子縁組許可の申立てをした後は、どのような手続が行われるのですか。	必要に応じて、申立人、養子となる者（未成年者）、法定代理人（未成年者が15歳未満のとき）などに対し、書面照会をしたり、家庭裁判所調査官が調査をしたり、裁判官が審問をしたりして、これらの結果に基づき、裁判官が許可するかどうか判断することになります。
3	養子縁組が許可されたときは、どのような手続をすればよいのですか。	養子縁組は、家庭裁判所の許可を得た後に、養親となる者と養子となる者が届出をすることによって効力が生じますので、本籍地又は所在地（養子が15歳未満のときは法定代理人の所在地でもできます。）の市区町村役場で養子縁組の届出をしてください。届出にあたっては、審判書謄本のほか、戸籍謄本などの提出を求められることがありますので、詳しくは届出する役場にお問い合わせください。
4	未成年者が15歳未満の場合、未成年者の法定代	原則として、法定代理人全員の承諾を得る必要があります。縁組をすること

	<p>理人の承諾が必要とのことですが、共同親権となっている未成年者（15歳未満）の縁組につき、その父母の親権者の内の1名の承諾を得られません。どのような手続が考えられますか。</p>	<p>が子の利益のために特に必要であるにもかかわらず、一方の親権者が縁組の承諾をしない場合、他方の親権者において、養子縁組の承諾について親権行使者の指定の手続を行うことが考えられます。</p>
5	<p>未成年者が15歳未満の場合、未成年者の法定代理人の承諾が必要とのことですが、未成年者（15歳未満）の法定代理人ではない父母でその監護をすべき者が他にあること（又は親権停止中の父母がいること）が分かりました。法定代理人が養子縁組を承諾すれば足りるでしょうか。</p>	<p>この場合、法定代理人が養子縁組の承諾をするには、未成年者の父母で子の監護をすべき者（又は親権を停止されている父母）の同意が必要になります。子の利益のために特に必要であるにもかかわらず、その同意が得られない場合には、法定代理人が、養子縁組の承諾をするについての同意に代わる許可の手続を求めることができます。</p>